三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び阿波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二百九十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
徳島県三好市山城町西宇字南五五九、五六〇、東祖谷大西一四六、二五六（次の図に示す部分に限る。）、東祖谷小島二三一、二三二の三、二七一の一、二七二の四、東祖谷久保六三二の一、六三二の二、東祖谷下瀬二一九、二二〇、東祖谷高野一一二の一、二〇九の二、東祖谷西山五三三の二、五三六の一、五六九、六一〇、東祖谷元井一四八、一四九の二、西祖谷山村今久保一〇九、西祖谷山村坂瀬四二、四八、井川町高畠四五三二の三、四五三三の一、井川町傳城七〇九〇の五、七〇九一の三、井川町西ノ岡七〇八八の二、井川町吹峯六三五四の一二二八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二百九十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
徳島県三好市三野町太刀野山字上佐古五八七一、字花園北三八〇の一四、三野町芝生字横倉一三七一の三、池田町西山乳ノ木道北九一三七、九一三の九、九一三の一二、池田町白地ノロウチ七九二の一、七九二の二、東祖谷落合六二一の五、東祖谷京上二六九の五、東祖谷西山五三二の一、井川町大佐古七八の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字上佐古五八七一・字花園北三八〇の一四・字横倉一三七一の三・乳ノ木道北九一三の七・九一三の九（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、九一三の一二、ノロウチ七九二の一（次の図に示す部分に限る。）、七九二の二、東祖谷落合六二一の五・東祖谷京上二六九の五・東祖谷西山五三二の一・井川町大佐古七八の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二百九十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
徳島県三好市山城町下名字コロビ石一八九一の一、字シヤノサキ一八七七、字中ノ山一八一七、字山形前一七四一の三、東祖谷落合六〇四の三、六〇六の一、六一五の二、六二九の二、東祖谷久保六三五の一、六四〇、西祖谷山村尾井ノ内四二二、西祖谷山村閑定七の二、九の一、西祖谷山村戸ノ谷三一一の二、三二七、西祖谷山村中尾二二の一、一九七の一、西祖谷山村南山一六七、一六九の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字コロビ石一八九一の一、字シヤノサキ一八七七・字中ノ山一八一七・字山形前一七四一の三・東祖谷落合六〇四の三・六〇六の一・六一五の二・六二九の二・東祖谷久保六三五の一・六四〇・西祖谷山村尾井ノ内四二二（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）、西祖谷山村閑定七の二、九の一（次の図に示す部分に限る。）、西祖谷山村戸ノ谷三一一の二、三二七・西祖谷山村中尾二二の一・一九七の一・西祖谷山村南山一六七・一六九の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二百九十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岩手県遠野市宮守町下宮守四〇地割一九一の四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び遠野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二百九十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
所　群馬県利根郡みなかみ町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、みなかみ町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(一)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備